

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	
殿	
公安委員会 印	
道路交法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。	
なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。